

空調設備等保守点検業務委託契約書（案）

一般財団法人 認知症高齢者医療介護教育センター（以下「甲」という。）と
（「乙」という。）は、福井県立すこやかシルバー病院に係る空調設備等保守点検業務（以下「業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（委託契約）

第1条 甲は、次の業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

業務名 福井県立すこやかシルバー病院に係る空調設備等保守点検業務
業務場所 福井市島寺町93-6

（業務の内容）

第2条 乙は、別紙「空調設備保守点検特記仕様書」および「自動制御装置保守点検特記仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づいて、誠実にこれを履行しなければならない。

（委託期間）

第3条 本契約の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 本契約の委託料は、次のとおりとする。

金	円
	（うち消費税額および地方消費税額金 円）
（月額金	円
	うち消費税額および地方消費税額金 円）

（委託料の支払）

第5条 乙は、甲の履行確認を得たうえで、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 乙は、年度別契約金額を2回に分割して甲に請求することができるものとし、その時期は各事業年度における9月末と3月末とする。

3 甲は前項の規定により、乙から適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金を免除する。

※ 福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合

(権利義務の譲渡の禁止)

第7条 乙は、本契約によって生じる権利または業務を第三者に譲渡し、もしくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、本契約にかかる業務を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(現場責任者)

第9条 乙は、自ら作業の実施にあたる場合を除き、次の各号について、乙の作業員を直接指揮命令する現場責任者を定め、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。

- 一 作業員の指揮監督および業務処理
- 二 業務履行に関する甲との業務連絡および調整
- 三 その他本契約の目的達成に必要な事項

(監督職員)

第10条 甲は、監督職員を定めたときは、その職および氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

(調査等)

第11条 甲は、本委託業務の処理状況について、随時調査し、必要な報告を求め、監督することができるとともに、業務の実施について必要な指示を行なうことができる。

(実績報告および検査)

第12条 乙は、仕様書に基づく諸報告書を甲に提出し、甲の定める監督職員の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、業務の履行が仕様書等に示すものに適合していないと認めるときは、業務の手直しを命ずることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託業務の内容の変更)

第13条 甲は、本契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部または一部を変更することができる。この場合において、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 乙がその責に帰すべき理由により、この契約に違反したとき
- 二 乙が契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき
- 三 乙が誠実に業務を履行する意志がないと認められるとき
- 四 乙が契約の履行につき不正の行為をなしたとき
- 五 乙が契約の解除を申し出たとき
- 六 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき

（違約金等）

第15条 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（損害賠償）

第16条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

- 2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。
- 3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。
- 4 委託業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

（履行遅延）

第17条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（作業員の管理）

第18条 乙は、作業員の服務、規律維持に関して、一切の責めを負うものとし、また作業員の労働災害時における労災保険については、乙の保険を適用する

ものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務実施中に知り得た機密および甲の行政事務等で一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第20条 乙は、委託業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第21条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例(平成14年条例第6号)」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(臨機の措置)

第22条 乙は、防火、防災上必要と認めるときは、甲に連絡するとともに臨機の措置を取らなければならない。

2 前項の場合において、乙はそのとった措置を速やかに甲に報告しなければならない。

3 甲は業務の実施にあたり、緊急に必要と認められるときは、乙に対し臨機の措置を求めることができる。

4 乙が第1項または前項の規定により、臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲乙協議して甲の負担額を定める。

(グリーン購入)

第23条 乙は、委託業務の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第24条 本契約に定める事項について、疑義が生じた場合またはこの契約に定め

のない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第25条 本契約について訴訟の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 福井市島寺町93-6
一般財団法人 認知症高齢者医療介護教育センター
理事長 刀 禰 幸 広

乙